新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート！

外国人向け

特定技能特設サイトはこちら↓

在留資格「特定技能」が創設されました

今回の制度は，深刻な人手不足の状況に対応するため，
一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

特定技能１号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ○ 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- ○ 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- ○ 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- ○ 家族の帯同：基本的に認められない
- ○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には，特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は，特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

出入国在留管理庁

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要

海外から来日する外国人

- 新規入国予定の外国人 → 技能試験及び日本語試験に合格
- 技能実習２号を良好に修了した外国人 → 技能試験及び日本語試験は免除

日本国内に在留している外国人（中長期在留者）

- 技能実習２号を良好に修了した外国人 → 技能試験及び日本語試験は免除
- 留学生など → 技能試験及び日本語試験に合格

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請
※受入れ機関の職員等による代理申請

在留資格変更許可申請
※原則本人申請

地方出入国在留管理局

在留資格認定証明書交付

在留資格変更許可

〔外国人本人の要件〕
- ○ 18 歳以上であること
- ○ 技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習２号を良好に修了した外国人は免除）
- ○ 特定技能１号で通算５年以上在留していないこと
- ○ 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- ○ 自らが負担する費用がある場合，内容を十分に理解していること

など

査証申請

在外公館
査証発給

入国

〔入国後（又は在留資格の変更後），遅滞なく実施すること〕
- ○ 受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
- ○ 住居地の市区町村等において住民登録
- ○ 給与口座の開設
- ○ 住宅の確保

など

受入れ機関での就労開始